

全学計算機システム(共通教育システム)の利用に関する細則

平成 20 年 9 月 26 日
情報環境委員会決定

改正 平成 24 年 3 月 2 日

改正 平成 29 年 11 月 21 日

改正 平成 30 年 3 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、全学計算機システムの設置等に関する細則第 9 条の規定に基づき、情報環境機構を構成する学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）が管理・運用する全学計算機システム(以下「共通教育システム」という。)の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第 2 条 共通教育システムを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学生（国立大学法人筑波大学情報システムの利用に関する規程（平成 20 年法人規程第 55 号）第 3 条第 2 号に規定する学生をいう。）
- (2) 本学の役員及び教員、研究員
- (3) 本学の名誉教授、非常勤講師、連携大学院教員、非常勤研究員及び職員等のうち、共通教育システムの利用を希望し、学術情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）から利用を承認された者
- (4) 上記の他、共通教育システムの利用を希望し、センター長から利用を承認された者

(利用の申請)

第 3 条 共通教育システムを利用しようとする者は、所定の利用申請書等をセンター長に提出しなければならない。ただし、前条第 1 号、第 2 号に該当する者については、この限りでない。

(利用の承認)

第 4 条 センター長は、前項の申請が適当であると認めるときには、これを承認するものとする。

- 2 センター長は、前項の承認をしたときには、利用方法等に係る必要事項について、利用を承認した者（以下「利用者」という。）に周知するものとする。

(利用の範囲)

第5条 共通教育システムの利用範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) コンピュータを用いた各種授業
- (2) 利用者の学習
- (3) その他センター長が必要と認めた目的の利用

(ICカードの管理)

第6条 利用者は、サテライト室への入退室のために交付されたICカード（以下「ICカード」という。）の管理に際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、ICカードを、前条の利用の範囲以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 利用者は、ICカードを、他の者に使わせたり、他の者のICカードを使用してはならない。
- (3) 利用者は、ICカードを盗まれたり紛失しないよう、適切に管理しなければならない。
- (4) 利用者は、ICカードが他の者に使用されたことを知ったときには、直ちに、センター長に届け出なければならない。

(ICカードの再発行)

第7条 利用者は、ICカードを盗まれたり紛失したときには、センター長に再発行を申し出ることができる。ただし、再発行にかかる経費は、利用者が負担するものとする。

(施設、設備等の利用)

第8条 利用者は、センターの管理する施設、設備又は物品を他に定める場合を除き、利用の範囲内の目的で使用することができる。

(利用状況の届出)

第9条 利用者は、共通教育システムを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、センター長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、第4条の規定に基づき利用承認のあった事項について変更が生じた場合には、遅滞なく、センター長に届け出なければならない。

(利用状況の報告)

第10条 利用者は、センター長から共通教育システムの利用に係る事項について、報告

を求められたときは、それに応じなければならない。

(関係規則等の遵守)

第 11 条 利用者は、共通教育システムの利用に当たっては、この細則その他本学の関係規則等を遵守するとともに、センター長の指示に従わなければならない。

(禁止事項)

第 12 条 利用者は、共通教育システムの利用に当たっては、共通教育システムの情報セキュリティを確保し、安全性を維持するために、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 共通教育システムの利用目的以外の利用
- (2) 差別、名誉毀損、侮辱及びハラスメントに該当する情報の発信
- (3) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (4) 守秘義務に違反する情報の発信
- (5) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (6) 通信の秘密を侵害する行為
- (7) 営利業務を目的とした利用
- (8) 許可（業務上の正当な事由）なくネットワーク上の通信を監視し、又は情報機器の利用情報を取得する行為
- (9) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に定められたアクセス制御を免れる行為
- (10) 利用の範囲内であっても、過度な負荷等により共通教育システムの円滑な運用を妨げる行為
- (11) 法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (12) センター長の許可なく、ソフトウェアのインストールや設定を変更する行為
- (13) その他これらの行為を助長する行為

(利用承認の取消し等)

第 13 条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、又は共通教育システムの運用に重大な故障を生ぜしめたときは、その利用を停止し、又はその利用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第 14 条 共通教育システムの利用を承認された者が、故意又は重大な過失により、設備等を損傷（又は紛失）したときには、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

ない。

(雑則)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、共通教育システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 記

この細則は、平成 24 年 3 月 2 日から実施する。

附 記

この細則は、平成 29 年 11 月 21 日から実施する。

附 記

この細則は、平成 30 年 3 月 2 日から実施する。